# 変革を迫られるクレジットカードの 業務システム

消費者金融への影響が注目される貸金業法改正であるが、キャッシングや無担保ローンを扱う信販・クレジットカード会 社も同様の影響を受ける。更に、割賦販売法改正への対応も加わり、法対応とコスト効率化の推進は待ったなしの状態 にある。こうした中で、一歩先のビジネス展開を見据え、変革への準備を進めた企業には明るい未来があるだろう。

## クレジットカードを取り巻く市場環境

現在、クレジットカード事業を取り巻く環境は非常に 厳しい。市場の冷え込みに加え、貸金業法改正が完全施 行されることで、キャッシングに代表される無担保ロー ンは「上限金利が引き下げ」られ、年収の1/3までし か貸せないという「総量規制」の制約を受ける。更 に、割賦販売法改正の「支払能力調査義務」により年間 支払可能見込額内での利用<sup>2)</sup>という制約も受けることに なる。こういった営業面での逆風に加え、個人の総借入 残高を算定するための名寄せ<sup>3)</sup>や、クレジットや割賦の 残高を割販法の対象分・非対象分で分離管理する、等の 法対応コスト負担も避けらない。間近に迫る貸金業法改 正の完全施行(2010年6月19日)後は、法対応の実 施状況が当局によりモニタリングされ、適用状況によっ ては罰則処分も含めた対応がなされる可能性もある。

### 貸金業法及び割賦販売法の影響

こうした中、貸金業法及び割賦販売法の完全施行後に どのようなビジネス上の課題があるか考えてみたい。

まず、カードホルダーの属性、契約情報、利用状況、 返済状況などの情報は信用情報機関(以下機関)へ翌朝 までに正確に登録することが義務となる。もともと日次 の運用をベースとしている消費者金融に対し、クレジッ トカードは月次の運用がベースとなっているため、リア ルタイム性を求められる貸金業法対応は業務・システム 双方で非常に重い対応となっている。

また、審査の内容にも大きな変化が生じる。従来は消

費者金融会社、カード会社・信販会社等の業界毎に機関 が設立されていたため、事故情報を除き情報が交流され ることは皆無であった<sup>4)</sup>。しかし、総量規制を実施する には正確で漏れの無い情報管理が必要であるため、機関 は公的な法人(指定信用情報機関)<sup>5</sup>として認定される。 これにより、機関への加盟条件や制約がなくなるため業 界横断的に会員加盟が進み、機関への情報集中が進むと 推測される。一方、延滞督促時や商品勧誘時におけるア ウトバウンドは大幅に規制され、督促やキャンペーンの お知らせ等を通して個社が独自に顧客情報を入手するこ とは困難さを増している。このため、審査業務のイン プットは機関の保有情報に頼ることになり、コンペティ ターとの横並びが進むことになる。

こうした中で差別化を図るには、与信モデルにおける 情報の重要度判断と分析精度向上が重要なポイントであ り、装置産業化がより進むと考えられる。また、総量規 制等により個人への与信枠が制限され、更に与信精度に よる差別化も難しくなる中で自社利用のシェアを拡大す るためには、顧客行動分析やマーケティングモデルの精 緻化、顧客接点チャネルの高度化が重要となる。インバ ウンド業務を中心とした独自性の追求が鍵となるだろう。

与信業務や顧客対応以外の非コア分野については、機 動的かつ徹底的なローコストオペレーションを可能とす るビジネスモデルへの転換が進み、企業グループ内にお ける業務・システムの仕様共通化や、ASPやクラウド 等による機能の部品化・共同利用化等が進むと考える。

#### 将来に向けた布石

適切な法対応や大幅な体質強化と並行し、将来の飛躍

#### NOTE

- 1) 自社分は融資の枠、他社分は借入残高を名寄せして合算 し、年収の1/3を超えての貸付を禁止。
- 2) 個品割賦商品の年間支払額の合計は、個人の年間支払可 能見込額を超えてはならない。又、リボルビング等の包 括契約枠についても年間支払可能見込額の90%を超 えてはならない。
- 3) Aクレジットが、A JCB、A VISA、A Masterを 発行、それぞれ異なる先へ業務委託をしていた場合、3 カードに跨る名寄せはAクレジットが行う。
- 4) 業界で出資・設立したネガティブ情報を中心とするク ローズドな情報交換制度から、今後は海外の情報機関の 8) 「資金決済に関する法律」(資金決済法) は、昨年6月17
- ように、業界の壁が消え情報の範囲も通常返済(ホワイ ト情報)まで広がる。
- 5) 内閣総理大臣が指定する。
- 6) 具体化に際しては、法制面の十分な確認が必要。
- 7) 商品やサービスを購入したり、使用したりする際に顧 客が受ける「心理的・感情的な価値」を圧倒的に高め る手法。例えば、クレームを受け付けたコンタクトセ ンターの適切な対応により熱烈なファンとなるよう な事例を、俗人的なスキルでなくシステマチックに実 現する。

日に成立し、6月24日に公布された。公布日から1年以 内に施行される。

を目指すために、前段で述べた法制度の影響も踏まえた 業務システムの変革についても検討を進めるべきと考え る。そこで、新たな方向性のポイントを考えてみたい<sup>6)</sup>。

カード会社には、カードホルダーと加盟店という2種 類のクライアントが存在する。それぞれのクライアント に対するサービスを強化することでカード事業本来の基 礎的収支を強固なものとすることが必要だ。つまり、無 料化や大幅割引を行っている年会費や、低く抑えている 加盟店からの手数料率を適正なものに変革していくので ある。

年会費収入を増やして行く方策としては、顧客のカー ド保有インセンティブを心理面から詳細に分類し分析す ることが有効であろう。従来のデータ解析を中心とした 顧客分析から、徹底的なインタビュー、プロファイリン グ、心理学及びデータマイニングなどを組み合わせた顧 客分析へアプローチを多様化させるのである。この際、 エクスペリエンス・テクノロジー<sup>7)</sup>のような手法を使 い、『圧倒的』に顧客に満足を与えることができるサー ビスを追及することは有効な手法ではないかと考える。 顧客の本質的な満足要因を捉えることができれば、カー ド利用率の低い高コストセグメントに対して、ピンポイ ントで即効性の高いサービス内容変更の施策を打つと いった方策も考えられる。

加盟店手数料の引き上げは加盟店の理解を得る必要が あり、競合上非常に困難な取り組みであるが、有益な 情報の提供とWin-Winの関係構築がキーになると考え る。例えばある加盟店で自社カードを利用した顧客につ いて、他加盟店の利用状況と合わせて日別や属性別で統 計化し分析レポートとして還元、更に販促が成功してい る加盟店の営業事例などを付加できれば、加盟店手数料

の引上げ材料にできるのではないか。また、加盟店を1 企業として捉え、取引履歴も含めて企業情報として整理 することで、マッチングビジネスや事業資金融資などに 展開し密接な関係を築くことも可能である。取引期間の 長い加盟店の履歴情報は、訪問調査による「時点」情報 では得られない貴重なものである。

さらに、カード利用シーンの変革にも踏み出すべきで はないだろうか。キャッシングや無担保ローンで顕著で あるが、カード事業は物販やサービス提供と違って基本 的に『待ち』のビジネスであり、何らかの購入イベント があったときに利用される。このため、自社ブランドを 想起させる広告宣伝やキャンペーン、とにかく利用機会 に備えるといった拡販戦略になりがちである。しかし、 日常生活の中で決済は必ず行われており、衣食住のすべ てで自社サービスが利用される戦略が実現すれば究極の 一手となる。資金決済法<sup>8)</sup>が施行されることで可能とな る資金プール・送金等々の事業は利用シーン変革のキー となる可能性があり、十分研究に値する。

ここまで法制度の影響や変革の必要性について述べて きたが、現下の厳しい市場が永遠に続くとは考えられ ず、マーケットが消失することもあり得ない。だからこ そ、法改正の先を見据え、日常生活の一部を担う社会シ ステムとしてのあり方を追求していくことは、確固たる F 発展の布石として重要だと考える。

#### Writer's Profile



成田 剛史 Takeshi Narita 金融システム開発四部 上級システムアナリスト 専門はコンシューマファイナンス関連業界の事業企画・開発 focus@nri.co.jp